

秩序ある土地利用と 一体的な まちづくりを推進

玄海地域における 既存の権利者の届出など

4月2日(告示日)に玄海地域が都市計画区域(市街化調整区域)に指定されました。玄海地域の土地で、次の①~⑤のいずれかに該当する場合、10月1日(火)までに既存の権利者の届出などが必要です。

【届出などが必要な場合の例】

- 告示日時点で、建築物が建っていない場合
 - ①自己用の建築物を建てる予定がある
 - ②造成済み(造成中を含む)の土地があり、建築物を建ててもらう目的でその土地を第三者に譲渡(販売)したい
 - ③自己用以外の建築物を建てる目的で農地転用許可を受けている土地に、その許可を受けたのと同じ目的で建築物を建てる予定がある
 - 告示日時点で、建築物が建っている場合(建築中の場合を含む)
 - ④その建築物の用途を変更する予定がある
 - ⑤その敷地を広げて増築する予定がある
- *現状を変更する予定がなければ届出などは不要です

【届出などが不要な場合の例】

- (ア) 地区計画の区域内での地区整備計画に適合する建築物の建築
- (イ) 既存建築物の同一敷地、同一用途、一定規模以内での増改築
- (ウ) 農林漁業従事者の自己用住宅の建築
- (エ) 既存集落内での自己用住宅の建築
- (オ) 既存集落内やその周辺での分家住宅の建築

■問い合わせ先 都市計画課 ☎(36)1484



- 問い合わせ先
 - 市民課 ☎(36)1126
 - ▽生活安全課 ☎(36)5050
- 申請方法 市民課窓口にて必要書類を提出して申請
- 回数券のみの人は③④不要
- 本人確認書類(健康保険証など)
- ④顔写真1枚(正面、無帽、無背景で申請前6カ月以内に撮影したもの)縦4・5センチ×横3・5センチ

宗像市空き家等の 適正管理に関する条例改正(案)



みなさんの意見を反映

市では、「宗像市空き家等の適正管理に関する条例改正(案)」をもとに、さらに広く市民の意見を条例に反映させるため、市民意見提出手続(パブリック・コメント)を実施します。寄せられた意見は必要に応じて、条例に反映します。その結果は、ホームページなどで公表します(氏名などの個人情報是非公開)。

*条例と関わりのないもの、意見提出で氏名など必要事項の記載がないもの、第三者の正当な権利を侵害する意見などは、この手続を適用しなかつたり、公表しなかつたりすることもあります

*個別の回答はしません

●計画名
宗像市空き家等の適正管理に関する条例(案)

●内容
平成24年1月1日から施行している同条例の改正を実施するもの。主な改正点は次のとおり

- ▽周辺住民に影響を与えている樹木の伐採や瓦の飛散防止対策などについて命令に従わない場合、市が所有者に代わって実施し、費用を本人に請求する

●計画名
宗像市空き家等の適正管理に関する条例(案)

●内容
平成24年1月1日から施行している同条例の改正を実施するもの。主な改正点は次のとおり

- ▽周辺住民に影響を与えている樹木の伐採や瓦の飛散防止対策などについて命令に従わない場合、市が所有者に代わって実施し、費用を本人に請求する

●閲覧場所
生活安全課窓口、市役所情報コーナー、大島行政センター、宗像ユリックス図書館、各地区コミュニティ・センター、メイトム宗像、市HP(<http://www.city.munakata.jp/>)

●意見提出期間
4月15日(月)~5月15日(水)

●応募要件
市内に在住、通勤、通学する人、事業所などを持つ人、条例案に利害関係のある人

●意見提出方法
提出の様式は自由。①住所②氏名③電話番号④市外の人には勤務先など市との関係や利害関係を明記して、生活安全課へ次のいずれかの方法で提出

- ▽郵送(住所不要) 〒811-3492/生活安全課宛て
- ▽HP(前述)
- ▽FAX(37)1242
- ▽E-mail: anzen@city.munakata.fukuoka.jp
- ▽直接窓口(市役所本館2階)へ持参

●問い合わせ先
生活安全課 ☎(36)5050

ること(行政代執行)を明記

▽空き家などに関して、周辺住民に対し、体と生命、財産を守るために早急に対応しなくてはならない場合の緊急措置を可能にする

近年、増加している高齢者ドライバーが原因の交通事故を抑制するため、市では、全国の警察が推進している運転免許自主返納の取り組みを、市民の安全・安心を確保するという趣旨から支援。運転免許証を自主返納した70歳以上のみなさんに、身分証明書として利用可能な写真付き住民基本台帳カードの無料発行と、ふれあいバス、コミュニティバスの回数券2万円分を進呈しています。

●対象 70歳以上の市民で、平成24年6月1日以降に有効期間内の運転免許証を自主返納した人

警察署へ運転免許証返納で
市から2万円分
バス回数券
進呈

(返納後6カ月以内)
*写真付き住民基本台帳カードの無料発行は、カードを保有していない人に限る

●申請時に必要な書類
①公安委員会(警察署)へ運転免許証を自主返納した際に発行された「申請による運転免許の取消通知書」

●公安委員会から希望して受領した無効になった運転免許証(穴あき)

●顔写真1枚(正面、無帽、無背景で申請前6カ月以内に撮影したもの)縦4・5センチ×横3・5センチ

●本人確認書類(健康保険証など)

*回数券のみの人は③④不要

●申請方法 市民課窓口にて必要書類を提出して申請

●問い合わせ先
■市民課 ☎(36)1126
▽生活安全課 ☎(36)5050

水道・下水道の新設・改造・修繕のご用命は...

宗像管工事協同組合

年中無休
24時間
対応

迅速・親切・丁寧
☎37-0435
宗像市東郷1083番地の3

| 組合加入工事店 | | | |
|-----------|----------|------------|----------|
| 小田設備株 | ☎36-3373 | (有)ミノル設備工業 | ☎32-3596 |
| 協和管工株 | ☎33-6633 | 大和設備 | ☎39-7681 |
| (有)田中設備工業 | ☎33-6600 | (有)力丸住宅設備店 | ☎36-5308 |

弁護士法人 奔流 LEGAL PROFESSIONAL CORPORATION HONRYU

法律事務所宗像オフィス

所長弁護士 関 五行 (福岡県弁護士会)
初回相談料無料 (1時間)
電話でご予約の上、お気軽にご相談ください。

宗像市赤間駅前1丁目4番7号赤間センタービル3階
TEL 0940-34-1110 FAX 0940-34-1100

弁護士法人奔流が運営する法律事務所 <http://www.bengoshi-honryu.com/>
(本部事務所) 福岡市東区馬出2-1-22 福岡五十歳ビル2階 TEL092-642-8525

法律事務所 高力オフィス TEL0949-29-7457
法律事務所 田川オフィス TEL0947-46-4655
法律事務所 野倉オフィス TEL0946-23-9933
法律事務所 藤原オフィス・藤原事務所 TEL0948-43-8050 TEL0948-43-8891

【おわび】掲載許可の確認が間に合わなかったことが原因で、広報紙4月1日号3ページの「葉山ふれあいの家での餅つき」の写真の一部に不適切な加工を施したことについて、みなさんに不愉快な思いをさせたことを深くお詫言申し上げます。今後は再発防止に努めます。

■問い合わせ先 秘書政策課広報・報道担当 ☎(36)1055